平成２８年（フ）第３１５号
大阪府貝塚市海塚240番地
債務者　馬野　浩司
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
大阪府岸和田市山直中町594―３　村上方、住民票上の住所大阪府岸和田市山直中町574番地
債務者　神村　盛勝
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３３１号
大阪府岸和田市藤井町２丁目５番６―201号、前住所大阪府泉大津市旭町19番26号
債務者　藤本　公一
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０６７号
北海道千歳市緑町３丁目１番９号　ノースリバーちとせＧ号
債務者　永木　利夫
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１３４号
札幌市北区新琴似５条１丁目２番28号　プランドゥール麻生101号
債務者　谷口　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８３号
札幌市中央区南５条西10丁目1011番地６　ナチュレ南５条306号
債務者　木崎裕美子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１９６号
札幌市東区北31条東17丁目２番７号　グランディスＮ31―102号
債務者　高澤　英樹
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０３号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目５番９号　ヴェルテ月寒401号
債務者　谷口　史郎
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１０号
札幌市東区北10条東６丁目１番30―404号
債務者　長谷川健治
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１７号
札幌市中央区南６条西26丁目４番５―703号
債務者　山内　昭博
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７８号
盛岡市桜台２丁目17番２号
債務者　吉田　一拓
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４０号
新潟県燕市桜町317番地１　ブライトガーデンＣ　203号
債務者　斎藤　信行
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第４１号
新潟県三条市島田３丁目３番４号、前住所千葉県船橋市日の出２丁目15番19号
債務者　高橋　稔幸
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２００号
静岡県沼津市大手町５丁目７番１号　モラーダ１―417
債務者　入江　利晴
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２０号
愛知県稲沢市高御堂10丁目２番１―523号
債務者　下田　二光
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１４号
京都府舞鶴市字京田387番地２―103号
債務者　山下　祐司
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第４７２号
堺市南区槇塚台１丁10番25―1005号
債務者　辻内　美加
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係